銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項	同法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	同法第七条の三第二項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号	同号の許可を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項	同項の教習資格認定証の交付を受けている者
道路交通法第五十一条の八第六項	同条第一項の登録を受けた法人
道路交通法第八十七条第六項	同項の仮免許を受けた者
道路交通法第九十条第一項	同項の運転免許試験に合格した者
道路交通法第九十二条の二第一項	同項の免許証の交付又は更新を受けた者
道路交通法第九十二条の二第二項	同項の免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十二条の二第三項	同項の免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十六条の二	同条の運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十六条の三	同条の運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十七条の二第一項第一号	同号の書面を有する者
道路交通法第九十七条の二第一項第二号	同号の卒業証明書又は修了証明書を有する者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号	同号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者
道路交通法第九十七条の二第一項第四号	同号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者
道路交通法第百条の二第一項第一号	同項の普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百条の二第一項第二号	同項の普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百一条の四第一項	同項の免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもの
道路交通法第百一条の四第二項	同項の免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三の三第一項第二号	同号の大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三号	同号の大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一号	同号の普通自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第二号	同号の普通自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一号	同号の普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二号	同号の普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第三号	同号の普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ハ	同号ハの教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ホ	同号ホの中型自動車又は普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ハ	同号ハの普通自動車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ハ	同号ハの教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ホ	同号ホの普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号ハ	同号ハの普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号	同号の原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第三号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハ	同号ハの教習の課程を終了した者